

「資産凍結等経済制裁措置」等について

トラベレックスジャパン株式会社

「外国為替及び外国貿易法」及び関連法令等に基づき、当社の発行する「キャッシュパスポートプラチナ」（「カード」）は、次の取引（「規制対象取引等」）にはご利用いただけません。お客様が、送金目的の登録等を行う場合には、規制対象取引等に該当しないことをご確認下さい。

なお当社は、お客様のお取引が規制対象取引等に該当するかを確認するため、お客様に対して書類の提出等をお願いする場合があります。

規制対象取引等に該当するおそれがある場合や、お客様から書類の提出等をいただけない場合は、お取引をお断りする場合があります。

1. 北朝鮮・イラン関連

- ① 北朝鮮に住所や主たる事務所を有する個人・法人等やその関係者に対する支払等
- ② 北朝鮮を原産地・船積地域とする輸入・仲介貿易に係る支払、北朝鮮を仕向地とする仲介貿易に係る支払等
- ③ 北朝鮮やイランの核、弾道ミサイル、大量破壊兵器関連に係る支払等

2. ロシア・ベラルーシ関連

ロシア・ベラルーシに関連する輸出入等禁止措置、サービスの提供の禁止措置、対外直接投資に関する規制、ドネツク人民共和国・ルハンスク人民共和国（いずれも自称）に関する輸出入禁止措置等が講じられております。

最新の規制内容については、財務省、経済産業省のウェブサイトをご確認ください。

3. その他

- ①テロリストなど、制裁対象者（関連する法人等を含む）との支払等
- ②組合等の外国における特定の業種の事業活動（漁業・皮革又は皮革製品・武器・武器製造関連設備・麻薬等の製造業）に宛てるための支払等

※ カードは、イラン、ダルフル（スーダン）、シリア、クリミア半島、ドネツク人民共和国（自称）・ルハンスク人民共和国（自称）、キューバ、ロシア、北朝鮮、延辺朝鮮族自治州、琿春、延吉、図們、丹東、牡丹江ではご利用いただけません。

（2023年8月現在）